

民生・児童委員の活動を紹介します

行政とのパイプ役

市では、厚生労働大臣から委嘱された民生・児童委員(150人)が市内を7地域に分けて活動しています。

民生・児童委員の主な活動

【調査】地域内の高齢、障がい、母子、父子など、福祉問題を抱えている世帯の有無や、その世帯の二子の把握を行っています。

【情報提供】各種福祉制度やサービスについての情報を提供を行っています。

【連絡通報】相談を受けた福祉問題について、適切な対応がとれるように、市や関係機関と連絡調整を行っています。

【その他】無職証明書などを取り扱い業務のほか、行

種福祉制度の紹介を行なうなど、市民の皆さんと行政のパイプ役として活躍しています。

【相談】地域で共に生活する隣人として、福祉に関する悩みや心配ごとの相談に応じています。

【情報提供】各種福祉制度やサービスについての情報を提供を行っています。

◆各地域ごとに担当の民生・児童委員が決まっています。お住まいの地域を担当する委員の氏名や連絡先など、詳しくは福祉総務課へお問い合わせください。

民生・児童委員には守秘義務があり、相談内容などの秘密は厳守されますので、お気軽にご相談ください。

政や社会福祉協議会などが実施する諸活動に協力しています。

地域の身近な相談役お気軽にご相談ください



各委員は福祉全般に関する困りごとや心配ごとの相談を受けて指導・助言や各区にそれぞれ配置されています。各委員は児童問題を主に担当する主任児童委員も、各小学校区にそれぞれ配置されています。

各委員は児童全般に関する困りごとや心配ごとの相談を受けて指導・助言や各区にそれぞれ配置されています。各委員は児童問題を主に担当する主任児童委員も、各小学校区にそれぞれ配置されています。

児童虐待未然防止に一役

～チラシ配布と相談活動～

民生児童委員協議会(民生・児童委員)は、地域における児童虐待防止に向けた取り組みの一環として、子育て家庭との関係づくりを進める行事の開催や、地域における見守り活動、相談業務、訪問・援助活動を行っています。

このたび、地域における児童虐待防止に向けた取り組みを行っています。

くらしの資金の貸し付け

一時的な生活資金にお困りの人へ

市では、傷病やその他の事故などで、一時的に資金が必要とする生活困窮者に、当座の生活資金を無利子で貸し付けています。

この貸し付けは、医療費または介護費の支払いや、就職後初任給が入るまでの間など、一時的に生活費が

不足している場合等のつまぎ資金としての貸付制度です。

貸付対象者は、市内に3ヶ月以上居住している世帯の世帯主(住民基本台帳に記載または外国人登録原票に登録していること)で、必要としている費用および返済の見込みが確認できることがあります。

◆問い合わせ

福祉総務課

人です。

貸付額は、一世帯当たり15万円以内(単身世帯は原則8万円以内)です。

貸付金の返済は、4年以内(4ヶ月以内の据置期間あり)です。

返済の見込みが立たない場合、または過去にこの貸し付けを受けて、返済が残っている場合は対象となりません。

詳しいについては、ご相談ください。

◆問い合わせ